

昭和五十三年三月三日受領
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質八四第一三三号

昭和五十三年三月三日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員竹内猛君提出農道(国有地)の被侵害に対する管理責任の所在、有無に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹内猛君提出農道（国有地）の被侵害に対する管理責任の所在、有無に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御質問に係る道路は、道路法の適用を受けない道路で敷地が国有のものであり、建設大臣から茨城県知事に管理が委任されているところである。

なお、このような道路については、その利用の実情等に応じて地方公共団体が条例によつて管理を行っている例もある。

茨城県への照会によれば、御質問に係る道路に隣接する土地が掘削されたことに伴う当該道路の保全等については、同県と土浦市において対策を検討しているところである。

右答弁する。